

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 17 日

各 位

岡山労働局総務部労働保険徴収室長

新型コロナウイルス感染症の影響による事業主等からの
労働保険料等に関する相談への対応について

平素より労働保険制度の運営につきまして、ご理解、ご協力いただき御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では今般発生した新型コロナウイルスの影響により今後、労働保険料等の納付が困難等となった事業主等に対し、相談等に係る対応を行うこととしました。

また、労働保険料等の換価及び納付について一定要件を満たした場合においては、猶予措置を講ずることが出来、この取り扱いの周知のため「納付猶予措置等に関するリーフレット」を作成し、岡山労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>) に掲載したところです。

業務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、貴団体の会員各位に対し周知・広報していただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、事業場からの問い合わせ等がありました場合には、岡山労働局労働保険徴収室収納係をご案内下さい。

〒700-8611

岡山市北区下石井 1-4-1

岡山第2合同庁舎 1 階

岡山労働局労働保険徴収室

担当 収納係

電話 (086) 225-2012

FAX (086) 231-6469